



ふれあい
KORIYAMA
FIRE DEPT. 消防

119

2022年
(令和4年)

vol.2
(11月号)

予防救急 冬に気をつけたい救急
子どものケガや病気の予防

つたえる予防ひろば

住宅用火災警報器の設置は義務です

♪ つたえる 予防 ひるば

えっ！まだつけていない？ 住宅用火災警報器の設置は義務です！！



令和4年6月1日時点での住宅用火災警報器の設置状況調査の結果が総務省消防庁から発表されました。

【郡山地方広域消防組合管内】 **設置率** 77.5% **条例適合率** 54.4%

【福島県】 **設置率** 79.2% **条例適合率** 58.0%

【全国平均】 **設置率** 84.0% **条例適合率** 67.4%

本調査は、消防庁が示した無作為抽出による一定数の訪問調査を原則とし実施するため、前回の数値を下回ることがあります。

設置率…設置が義務付けられている住宅の部分のうち、1個以上設置されている世帯の調査した全世帯に占める割合のこと。

条例適合率…設置が義務付けられている住宅の部分全てに設置されている世帯の調査した全世帯に占める割合のこと。



設置義務化から10年以上経過したけれど、まだ2割の方が設置していないんだね。

※住宅用火災警報器の設置が
義務付けられている住宅の部分はこちら



つけててよかった！奏功事例！！

毎年、郡山消防本部管内においても住宅用火災警報器の奏功事例が報告されています。

事例1：ガスコンロでカレーを温めて、その場を離れ居眠りをしてしまった。煙が充満し住宅用火災警報器が鳴動したことで気がつき、火災に至らなかった。

事例2：ガラス製灰皿内のたばこの吸い殻がくすぶり発煙、住宅用火災警報器の鳴動に気づいた付近住民が駆け付けたことにより火災には至らなかった。

大切な家族やご自身の命を守るために
住宅用火災警報器を設置しましょう！！

いまさら聞けない、 住宅用火災警報器Q & A

Q.いつから義務設置なの？

A.平成23年6月1日から全ての住宅に設置が義務付けられています。

Q.どこで買えるの？

A.お近くのホームセンターや家電量販店で購入できます。

Q.設置すれば点検や交換は必要ないの？

A.電池切れや電子部品の劣化の恐れがあるため設置から10年が交換の目安とされています。定期的な点検(点検ボタンを押す、点検用の紐を引く)を実施し、異常がないか確認しましょう。

郡山地方広域消防組合では、住宅用火災警報器の設置率の向上による火災の早期発見と死傷者抑止を図るため、令和4年7月から住宅用火災警報器の取付け支援(住警器設置「孫の手作戦」)を始めました。

詳細は裏表紙へ ➡

秋の火災予防運動 11月9日(水)～15日(火)

住宅火災から大切な命を守ろう

過去10年間の火災における死者のうち、6割以上が住宅火災で亡くなっています。

死者が発生した住宅火災の主な出火原因は、「たばこ」「ストーブ」「こんろ」などで、ちょっとした不注意から火災が発生しています。火災から大切な命を守るために、火災予防を習慣化しましょう。

死者が発生した

住宅火災の主な出火原因

たばこ

- ☐ 寝たばこは絶対にしない
- ☐ 飲酒時の喫煙に注意する
- ☐ 吸殻を灰皿にためない
- ☐ 吸殻は水で完全に消してから捨てる
- ☐ 周りに燃えやすい物がない場所で吸う



ストーブ

- ☐ 周りに燃えやすい物を置かない
- ☐ 外出時・就寝時は必ず消す
- ☐ 給油は必ず消してから行う
- ☐ ストーブで洗濯物を乾かさない



こんろ

- ☐ 調理中に離れない
- ☐ 周りに燃えやすい物を置かない
- ☐ 火が鍋底からはみ出さないよう調節する
- ☐ 安全機能(Siセンサー)付きこんろを使用する



株式会社カプコンとのコラボ 火災予防ポスター

広く火災予防意識の高揚を図り、火災による被害の発生を防ぐことを目的に、株式会社カプコンの協力のもと「ロックマンエグゼ」をイメージキャラクターとした火災予防ポスターを制作しました。

ロックマンエグゼの主人公「^{ひかりねっと}光熱斗」と「ロックマン」が「強いキズナで 火災ゼロ!!」のキャッチコピーのもと、地域で力を合わせて火災予防を呼びかけます。



©CAPCOM CO., LTD. ALL RIGHTS RESERVED.



ヒートショックの予防

ヒートショックとは、急激な温度変化による血圧の変動で、身体の不調を引き起こす現象です。寒い時季の入浴などで発生することが多く、**心筋梗塞**や**脳卒中**を起こしたり、意識を失い溺れてしまう危険性もあります。特に、高齢の方や、持病に高血圧、糖尿病などがある方は注意が必要です。

◎予防のポイント

- ・暖房器具やシャワーなどで、脱衣所と浴室の**温度差をなくす**
- ・入浴の前後には水分補給をする
- ・体調の悪いとき、飲酒したときなどは入浴を控える
- ・入浴時は家族へひと声掛ける
- ・浴槽内で急に立ち上がらない



冬季間の 事故や病気の予防！

窒息の予防

窒息は、食べ物などがのどに詰まって呼吸ができなくなる状態で、最悪の場合死亡に至るケースもあります。**両手でのどをつかむ**・声がだせない・顔色が青くなってきた場合には、のどに何かが詰まっている可能性があります。



◎予防のポイント

- ・餅などの詰まりやすい食べ物は細かく切り、よく噛んでゆっくり食べる
- ・食べ物は一度にたくさん口の中に入れない
- ・乳幼児の口に入るようなものを手の届くところに置かない



◎詰まった異物を取り除く方法

意識がある場合にはまずは次の順番で対応しましょう！！

- ①本人に咳をさせる
- ②背部叩打法
- ③腹部突き上げ法 ※妊婦・乳児に対して行ってはいけません。

意識がなくなったらすぐに心肺蘇生をしましょう！！

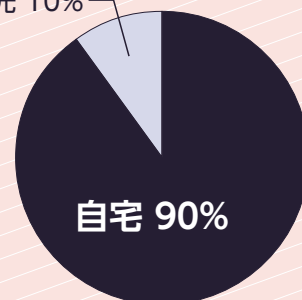


子どものケガや病気を予防しましょう!!



未就学児のケガや病気のほとんどは
自宅で発生しています。

外出先 10%



～実際の事故事例～

- 1歳 男の子 ボタン電池を誤って飲み込む。
- 2歳 男の子 水抜きをしなかった浴槽で溺れて心肺停止。
- 3歳 女の子 ポットのコードを引っ張り倒れてやけど。

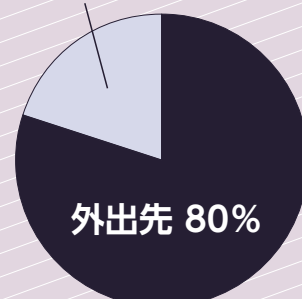
◎予防のポイント

- ・子どもの手が届く場所に、誤飲するような物を置かない。
※トイレトーパーの芯を通るようなものは、誤飲する可能性があります。
- ・使わない時はお風呂の水を抜く。踏み台になるような椅子は置かない。
- ・コーヒーマーカーやポットのコードは、引っ掛からないように整理する。
- ・体温が38℃を超えると、けいれんを起こしやすくなるため、その際は、脇の下等を冷却してあげる。
※約5分以上けいれんが続く場合は病院を受診するか救急車を呼んでください。



小学生以上のケガや病気のほとんどは
外出先で発生しています。

自宅 20%



～実際の事故事例～

- 8歳 男 自転車で転倒し、頭部を受傷。
- 9歳 女 給食後に手足が赤くはれる。アレルギー症状。
- 10歳 男 友人と鬼ごっこ中に転倒し、後頭部を打撲。
- 13歳 男 サッカーの試合中に転倒し、腰部を打撲。

◎予防のポイント

- ・自転車に乗る時は、サイズの合ったヘルメットを正しく装着する。
- ・少しでも具合が悪く感じたら、症状が悪化する前に親や先生に伝える。
- ・運動前にジョギングやストレッチで体をほぐしてから運動する。



令和4年度
郡山地方広域消防組合人事行政の運営等の状況

郡山地方広域消防組合の職員の任用、服務や勤務条件などの人事行政の運営等の状況及び職員の給与・定員管理の状況等を管内住民の皆さんにご理解いただくため、次のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用・退職者の状況

① 採用に係る競争試験の結果

区 分	一次試験			二次試験		倍率	採用者
	申込者	受験者	合格者	受験者	合格者		
消防職員	155	133	47	38	9	14.8	9

(注) 令和3年度に実施した採用試験の結果と、その試験により令和4年度に採用した職員数です。

② 事由別退職者数

区 分	定年	勤奨	自己都合	死亡	懲戒	合計
消防職員	10	1	2	1	0	14

(注) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに退職した職員数です。

2 職員の人事評価の状況

人事評価制度に対する理解と円滑な運用を図るための研修会を計5回実施しました。

令和3年度における人事評価の実施状況

		対象者	実施済	未実施	未実施の事由
		人数	割合	人数	割合
上期	人数	419	418	1	退職
	割合	100%	99.8%	0.2%	
下期	人数	418	417	1	療養休暇
	割合	100%	99.8%	0.2%	

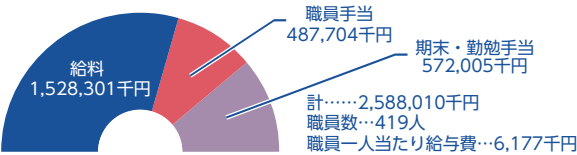
3 職員の給与の状況

(1) 総括

① 令和3年度の人件費の状況(令和3年度一般会計決算)

住民基本台帳人口 管内人口(※3.3.31現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
379,233人	4,762,995千円	54,032千円	3,397,400千円	71.3%

② 令和3年度職員給与費決算(一般会計)



(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
消 防 職	36.6歳	306,097円	335,196円

(注)「平均給料月額」とは、諸手当を含まない本給の平均です。「平均給与月額」とは、諸手当を含んだ平均です。

② 職員の初任給の状況(令和4年4月1日現在)

区 分	郡山地方広域消防組合	国 の 制 度 公 安 職
消 防 職	173,500円	169,900円

③ 職員の経験年数別・平均給料月額の状況(令和4年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
消 防 職	279,300円	306,175円	355,380円

(3) 消防職の級別職員等の状況(令和4年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	消防士	109人	26.3%
2級	副主査	113人	27.3%
3級	主査	98人	23.7%
4級	係長・主任	41人	9.9%
5級	課長補佐・主任主査	28人	6.8%
6級	課長・主幹・副署長	20人	4.8%
7級	次長・参事・署長	4人	1.0%
8級※	消防長・参与	1人	0.2%

(注) 郡山地方広域消防組合給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
※行政職

(2) 職員数の推移

① 部門別職員数の状況(令和4年4月1日現在)

区 分	職員数		対前年 増減数
	R 4	R 3	
消防職員	414	419	-5

② 年齢別職員構成の状況(令和4年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	5	42	64	45	59	55	26	40	21	24	33	0	414

(注) 職員数は一般職(会計年度任用職員を除く)に属する職員数です。

(4) 職員手当の状況

① 期末・勤勉手当、退職手当(令和4年4月1日現在)

区 分	郡山地方広域消防組合			
	支給率	期末	勤勉	計
期末・ 勤勉手当	6月期	1.175月分	0.95月分	2.125月分
	12月期	1.175月分	0.95月分	2.125月分
	計	2.35月分	1.90月分	4.25月分
	職制上の段階、 職務の等級に よる加算措置	有		
	国	有		
	支給率	期末	勤勉	計
	6月期	1.2月分	0.95月分	2.15月分
	12月期	1.2月分	0.95月分	2.15月分
	計	2.40月分	1.90月分	4.30月分
	職制上の段階、 職務の等級に よる加算措置	有		
退職手当	支給率	自己都合	勤奨・定年	
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
	最高限度	47.709月分	47.709月分	

(注) 期末・勤勉手当の支給率は一般の職員の場合の支給率です。

② 特殊勤務手当

区 分	郡山地方広域消防組合
支給実績(3年度決算)	27,230千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (3年度決算)	64,990円
職員全体に占める手当支給職員の 割合(3年度)	100.0%
手当の種類(手当数)	9種類
手当の参考例	救急業務従事職員の手当
	火災防ぎょ等業務従事職員の手当
	隔日勤務従事職員の手当

(注) 手当の種類、名称は令和3年4月1日現在のものです。

③ 時間外勤務手当

支給実績(3年度決算)	127,588千円
職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)	350千円
支給実績(2年度決算)	122,597千円
職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	340千円

④ その他の手当(令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	
扶養手当	配偶者	消防職給料表7級以下であるもの 6,500円 行政職給料表8級であるもの 3,500円
	子	10,000円
	父母等	消防職給料表7級以下であるもの 6,500円 行政職給料表8級であるもの 3,500円
	満16歳の年度初めから満22歳の年度までの子(1人につき・加算額)	5,000円
	住居手当	借家・借間 上限 28,000円
通勤手当	交通機関利用者	運賃相当額ただし51,000円を超えた部分は1/2を51,000円に加算した額
	交通用具利用者	通勤距離による 月額2,000円～40,700円
管理職手当	管理・監督の地位にある職員(課長補佐相当職以上)に支給	55,200円～96,500円

4 職員の勤務条件の状況

(1) 休暇に関する事項

1年において20日の範囲内で付与され20日を限度に翌年に繰り越すことができます。

職員の年次有給休暇使用状況

	R 3 A	R 2 B	増減 A-B
平均使用日数	15.2日	12.7日	2.5日
消化率	38.0%	31.8%	6.2%

(2) 育児休業について

育児休業等の取得状況

区 分	R 3	R 2	増減
6月以下	1	0	1
6月超え1年以下	0	0	0
1年超え1年6月以下	0	0	0
1年6月超え2年以下	0	0	0
2年超え2年6月以下	0	0	0
2年6月超え	0	0	0
計	1	0	1

(注)各年度内(4月1日～3月31日)における新規取得者のみの実績

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、公務能率を維持するため、一定の事由がある職員に、その意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことです。

種別	戒告	減給	停職	免職	合計
人数	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 懲戒処分等の状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、地方公共団体の規律と公務遂行の秩序を維持するための処分のことです。

種別	戒告	減給	停職	免職	合計
人数	0人	0人	0人	0人	0人

6 職員の服務の状況

(1) 服務の根本基準

服務とは、職務を遂行するに当たって職員が守るべき義務ないし規律であり、地方公務員法において第30条から第38条までに規定されています。

憲法第15条第2項では、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と規定しており、これを受けて地方公務員法第30条では、地方公務員の服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定めています。

(2) 服務規律の確保

本組合では、職員一人ひとりが常に服務上の規律を遵守し、公務の信用を高めるため、自己を律するとともに、機会をとりえて、消防次長名による服務規律の確保に関する通達(依命通達)を全職員に対して行っています。

◆令和3年度における服務通達……4回

7 職員の退職管理の状況

(1) 再就職者による依頼など(働きかけ)の規制

地方公務員法第38条の2の規定により、営利企業などに再就職した元職員は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織などの職員に対し、在職時の職務に関して一定の影響力を有することを背景に、離職後2年間、職務上の行為(契約、許認可など)をするようにまたはしないように依頼・要求してはならないとされています。

職員は、再就職者による依頼などがあった場合、法第38条の2第7項の規定に基づき遅滞なく公平委員会にその旨を届け出なければなりません。

なお、依頼などの内容が職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合は、同条第6項第6号の規定に基づき、再就職者は事前に任命権者の承認を受けなければなりません。

また、課長職以上の地位にあった元職員が、離職後2年間、営利企業等に再就職した場合には、再就職状況の届出を義務付けています。

◆届出・申請件数

- ①再就職者から依頼などを受けた場合の届出……該当なし
- ②再就職者による依頼などの承認申請……該当なし

(2) 再就職情報の届出・公表(令和4年3月31日退職者)

再就職先区分	営利企業	公益財団法人など	その他
届出・公表	0	1	0

8 職員の研修の状況

令和3年度における職員研修の実績

階層別研修	研修区分	受講者数
	庁内研修	20人
専門研修	ふくしま自治研修センター	40人
	計	60人
派遣研修	庁内研修(We b研修含む)	795人
	消防大学校	6人
	福島県消防学校	48人
	研修機関等	3人
計		57人
合 計		912人

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

- 衛生管理体制
郡山地方広域消防組合職員衛生委員会を設置し、職員の衛生計画の実践に努めています。
- 福利厚生制度
郡山市互助会に加盟し、互助会の事業は、職員の会費事業と市、組合等の補助金事業とに費用区分して運営を実施しています。
各事業への参加を通じ、職員の健康の保持増進及び公務能率向上に資するための、福利厚生全般を実施しています。

(2) 公務(通勤)災害補償制度

地方公務員が公務上の災害や通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、地方公務員やその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

常勤職員の災害認定及び補償については、地方公務員災害補償基金福島県支部が実施しています。

- ・令和3年度公務(通勤)災害認定件数
公務災害……1件
通勤災害……0件

10 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求状況

- (令和3年度)
①係属事案……なし ②完結事案……なし

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

- (令和3年度)
①係属事案……なし ②完結事案……なし

住警器の取付け支援はじめました！



住宅用火災警報器を取り付けることが困難な世帯を対象に、**消防署員**がお宅を訪問し、無料で取付けのお手伝いをします。

対象

- (1) 65歳以上の方のみの世帯
- (2) 身体等に障害があり自ら設置することが困難な方のみの世帯
- (3) その他、自ら設置することが困難と認められる世帯

条件

- (1) 住宅用火災警報器本体等を準備していること
- (2) 申込者もしくは申込者から委任された者が立ち会うこと

※日程を調整した後、取付けに伺います

**お申込み、ご相談は、
最寄りの消防署まで！**

※消防署では住宅用火災警報器の販売や有料での取付けなどは行っていませんので、なりすましにはご注意ください。



住宅用火災警報器を取付けている様子

ウェブサイトも
check



令和4年度「火災予防・住宅用火災警報器」 絵画・ポスター、標語コンクール 最優秀作品決定!!

管内の皆さんから、火災予防絵画・ポスター769点、防火標語1,947点をご応募いただき、選考の結果、各部門の入賞作品が決定しました。

たくさんのご応募ありがとうございました。

火災予防部門

『**広げよう 街に暮らしに 火災ゼロ**』

郡山市立安積第一小学校 6年 渡邊 峻介さん

住宅用火災警報器部門

『**にとりゅう いえにはしょうかき けいほうき**』

郡山市立富田東小学校 1年 遠藤 太一さん



火災予防部門

郡山市立御館中学校

2年 遠藤 愛華さん



住宅用火災警報器部門

田村市立船引南中学校

3年 佐藤 夏野さん



老朽化(廃)消火器等回収のお知らせ

老朽化により腐食・変形している消火器は、破裂するなどのおそれがあり大変危険です。

下記の日時・場所で専門業者による回収を行いますので、処分をご希望の方はこの機会にご利用ください。

●日時：11月5日(土) 午前9時～12時

●場所：喜久田基幹分署、熱海分署、日和田分署、田村分署、安積分署、湖南分署、富久山分署、針生救急所、大槻ふれあいセンター、中央公民館、芳賀地域公民館
※田村市・三春町・小野町では、来年3月頃を予定しております。
※専門の業者が回収を行い、1本につき1,000円のリサイクル料がかかります。

